

京都市告示第172号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年6月13日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	壬生経46号線	中京区壬生下溝町8番地の2地先 同上		

(建設局土木管理部道路明示課)